

令和4事業年度

監事 監査報告書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

自令和4年4月1日

至令和5年3月31日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「うみそら研」という。）令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

本監査報告は、以下の方法により、うみそら研の本事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定と監査準備等

令和4事業年度監事監査計画に基づき、理事長、経営戦略室長（経営戦略担当理事）及び各研究所長（各研究所担当理事）、各研究統括監その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

令和4事業年度は、「統合効果の検証・評価」、「コーポレートガバナンスの観点の導入」及び「理事長はじめとする執行部門との意思疎通」を基本方針とし、以下の項目を重点監査項目とした。

- ① 中長期計画の達成状況の検証
- ② 理事長の意思決定の状況の検証
- ③ 内部統制システムの構築・運用状況の確認・検証
- ④ 会計監査

また、本事業年度は、第1期中長期目標期間の最終年度ということもあり、令和4事業年度だけではなく、第1期中長期目標期間全体を視野に入れて監査を実施することとした。

なお、本事業年度の監査においては、海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）及び電子航法研究所（以下「電子研」という。）につい

ては山口監事、港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）については西川監事が主として担当した。

2. 職務の執行状況等調査

理事会、役員懇談会、各研究所の幹部会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて各研究所長、系長・領域長及びその他関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

うみそら研、各研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関して、「理事長との定期会合」等の機会を利用して必要な情報を聴取した。また、内部統制システムに関して「管理者へのヒアリング」等の機会を利用して経営戦略室長（経営戦略担当理事）、各研究所長（各研究所担当理事）及び各研究統括監から聴取した。

さらに、内部統制・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席した。

併せて、必要に応じ役職員からその整備及び運用の状況について報告を受けた。

5. 会計監査人監査の適正性等調査

本事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明を受け、必要に応じ意見交換を実施した。また、期末監査においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行の通知」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

1. うみそら研の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

うみそら研の業務は、関係諸法令及び業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第1期中長期計画及び令和4年度計画に従い適切に実施され、中長期目標を着実に達成した。

本事業年度における主な取り組みとして、以下の活動が挙げられる。

(1) 分野横断的な研究の推進等

分野横断的な研究の推進等については、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものとする。

「大規模災害時における海上・航空輸送に関わるボトルネック解析」については、これまで開発した傷病者輸送シミュレータの自治体への展開に向けた取組等を実施している。

「感染症禍における緊急支援物資輸送プラットフォームの構築」については、国・自治体・物流事業者等が同一のデジタルインターフェイスで情報共有できる緊急支援物資輸送システムの開発等を実施している。

また、洋上風力発電の研究開発については、保守点検に関するデジタルツインの構築、モニタリング技術やシミュレーション技術等に関する研究を推進している。

さらに、油回収技術に関する研究については、「高粘度重質油のエマルジョン化と流動性の向上及び回収分離技術の構築に関する研究」、「重油のエマルジョン化による流動促進化及び回収技術の開発」等について研究を実施している。

(2) 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等（以下「海技研の研究開発等」という。）

海技研の研究開発等については、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものとする。

中長期計画では、①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海

洋の開発、④海上輸送を支える基盤的な技術開発を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金等を活用した研究開発業務を実施している。その中で特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、科学研究費補助金等を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究を実施するとともに、民間企業からの受託・請負研究、共同研究等の案件を積極的に獲得している。

(3) 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等（以下「港空研の研究開発等」という。）

港空研の研究開発等については、中長期計画等に従い、特別研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものとする。

中長期計画では、①沿岸域における災害の軽減と復旧、②産業と国民生活を支えるストックの形成、③海洋権益の保全と海洋の利活用、④海域環境の形成と活用を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金等を活用した研究開発業務を実施している。その中で特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

平成30年度から令和4年度まで、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）2期「スマート物流サービス」を実施し、港空研が管理法人としての業務を適切に担った。

(4) 電子航法に関する研究開発等（以下「電子研の研究開発等」という。）

電子研の研究開発等については、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものとする。

中長期計画では、①軌道ベース運用による航空交通管理の高度化、②空港運用の高度化、③機上情報の活用による航空交通の最適化、④関係者間の情報共有及び通信の高度化を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金を活用した研究開発業務を実施している。その中で、特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省、総務省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

(5) 研究開発成果の社会への還元

研究開発成果の社会への還元については、以下のとおり、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものとする。

なお、主な取り組みについては以下のとおりである。

(技術的政策課題の解決に向けた対応)

本事業年度では、海上輸送の安全確保等、港湾等の整備事業、航空交通の安全に関する技術課題に関し、国土交通省、同地方整備局、地方自治体等から受託研究をそれぞれからの委託を受けて実施している。受託研究の成果については、国等において、設計条件の設定、解析手法・性能照査手法の改良・設定、事業計画や対策の検討に必要な資料等で幅広く活用されている。

また、うみそら研が有する研究成果や技術的知見等について、国土交通省等が策定及び改定を行う基準やガイドラインに反映させるため、基準等の策定及び改定作業に積極的に参画し、海上輸送の安全確保・海洋環境の保全等に係る基準や港湾の施設に係る技術基準・ガイドライン、航空交通の安全等に係る基準等の策定及び改定に貢献している。

(橋渡し機能の強化)

知的財産ポリシー、受託等業務取扱規程及び共同研究取扱規程に基づき、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等との共同研究、受託研究や公募型研究、技術コンサルティング、研究者・技術者等との情報交換・意見交換等の取り組みを行い、産学官における研究成果の活用を推進している。

また一例として、海技研では、オープンプラットフォームとして海技研クラウド (HOPE Cloud、日本近海の波と風のデータベース、走錨リスク判定システム (錨 ing) など) を一般利用に供することにより、海事・海洋関係者に海事・海洋ソリューションを効果的かつ高度に提供している。

(知的財産権の普及活用)

特許の出願等については、褒賞金の支払い等による出願のインセンティブ付与や、ホームページでの特許情報の公表など、特許出願を促進する一方で、出願等について厳格な手続きを行っている。

また、保有特許の利用のため、企業等へ積極的にアピールするため各

研究所の研究発表会・講演会を活用するとともに、ホームページや開放特許情報データベースにおける取得特許の公開などを通じ、うみそら研の知財の普及を図っている。

(情報発信や広報の充実)

行政等に対しては、研究発表会、講演会、研究所報告等の発行等により、研究業務を通じて得られた技術情報等を積極的に発信している。

また、一般に対しては、研究成果を分かりやすく説明・紹介する広報誌やパンフレット等の発行、ホームページ掲載等を通じた広報周知活動を行っている。

しかしながら、うみそら研の研究内容について関心のある一般の方々にも幅広くかつ効率的にアプローチする取り組み、例えばホームページへのSEO(Search Engine Optimization)機能の搭載や、様々なPR手段の検討等は、いまだ十分とは言えない状況である。このため、うみそら研の研究開発業務の社会的意義を正確に発信するために最新の情報発信施策を習得し、適宜取り組むことが、今後重要であると考ええる。

(6) 戦略的な国際活動の推進

戦略的な国際活動の推進については、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものと考ええる。

研究成果の国際基準・国際標準化を実現するために、IMO、ICAO等への提案作成に関与するだけではなく、国際基準及び国際標準に関する国際会議にWEBも活用して積極的に参画している。

2. 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムの整備及び運用については、次のとおりであるが、引き続き、取組を強化するべきであると考ええる。

新型コロナ対策については、政府全体の方針に基づき、混雑時間帯の回避、定時退勤、在宅勤務の推奨、WEB会議での対応等を図っており、適正に実施されたものと考ええる。

(1) 理事長の職務の執行状況

理事長は、通則法の規定に基づき、独立行政法人を代表し、うみそら研の業務を総理することとなっている一方、各研究所長が、各研究所の業務の特性等を勘案し、①各研究所の運営方針、②建物、物品の管理、③公印・公文書類の管理、④規程等の制定等、⑤研究及び開発の企画・

実施・評価、⑥研究の連携・情報発信、⑦国際機関との連携等、⑧知的財産権等の事項に関する職務を遂行することとしている。但し、特に重要な案件等については理事長の承認を要することとしている。

また、理事長の下で定期的に理事会や役員懇談会を開催し、重要な事項の意思決定、重要な課題の情報共有を行っている。各研究所においても定期的に幹部会等を開催し、各研究所に関わる事項についての意思決定等を行っている。

理事長は、第1期中長期目標期間において、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮して分野横断的研究の推進や各種の業務改善などを牽引し、概ね、その職務について適正に執行したものと考える。

第2期中長期目標期間においても、理事長が高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、うみそら研の業務を適正かつ効率的に牽引していくことを期待している。そのためには、理事長は、まず、各研究所を包括した、うみそら研全体としてのビジョン・パーパスを明確にし、発信し続けることが必要であると考え。これにより、社会経済を支えるうみそら研の研究開発業務の重要性を、社会一般に対して、より明確に示すことができるとともに、役職員の意識向上や組織の一体感が醸成されるものと考え。

また、理事長の高いマネジメント能力とリーダーシップを十分に発揮させるためには、法人が一体となって経営戦略遂行業務及び研究開発業務を遂行することができる体制について検討することが重要と考える。これによって、第2期中長期目標を効率的かつ的確に達成し、我が国の交通分野におけるイノベーションの創出に寄与できるものと考え。

なお、本事業年度では、内部統制システムの整備及び運用に係る理事長の職務の執行の状況に関して指摘すべき重大な事項は存在しないと考える。

(2) 内部監査

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部監査規程に基づき、理事長に任命された内部監査責任者が監査年次計画書及び監査実施計画書を作成し、内部監査業務を実施することとしている。

本事業年度では、令和5年3月中に①研究活動における不正行為の防止及び公的研究費等の管理、②予算執行管理及び会計処理、③安全衛生管理、④危険物管理を監査項目とした監査年次計画書及び監査実施計画書を作成し、同月中に監査を実施した。これに対して、監事から再三、

計画的かつ実効性のある内部監査を行うことが、内部統制システムの適正な運用において重要であると指摘してきたところである。

令和5事業年度から、理事長直属の独立した監査室を設置することとし、監査業務を効率的かつ効果的に実施することとしている。令和5事業年度以降においては、同室の下で計画的かつ実効性のある内部監査が実施されることを期待したい。

なお、監査結果は、概ね適切である旨の評定であった。

(3) 規程類の整理

うみそら研では、うみそら研共通の規程類と各研が策定した規程類があり、これら規程類に従って研究業務、管理業務が実施されている。

しかしながら、法人としての一体化をさらに推進するとともに、内部統制システムの適正な運用の観点から、規程等の根拠規定の整備等、規程類の整理を行うべきと考える。

特に、懲戒、人事評価、倫理、ハラスメント等の人事関係、文書管理関係、固定資産の貸付関係の規程等、各研固有の事情がなく独自で定める必要性のない規程については、業務の適正化、効率化を図る観点から、引き続き、再整理し、統一化を図るべきと考える。

(4) リスク管理・コンプライアンスへの対応

(リスク管理)

リスク管理については、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」(以下「内部統制・リスク管理規程」という。)に基づき、内部統制推進責任者、内部統制・リスク管理委員会を設置し、重要リスクの把握及び取り組みについて、計画の策定、実施状況の報告等を行うとともに、リスク管理に係る重要な事項について検討を行っている。

研究業務を通じて得られた各種のデータの喪失は、業務継続の大きなリスクであり、仮に大規模地震等で原データが損傷しても研究業務が維持できるよう、バックアップを図ることが重要である。現在、うみそら研の文書ファイル実施要領、海技研の運用通知等については整備済みであり、また、海技研ではクラウドサービスを活用して、各種データのバックアップを推進している。一方、他の研究所では、各種データのバックアップに係る規程類を整備している段階である。

リスク管理については、内部統制の適正な運用において、極めて重要

な取り組みであることから、うみそら研全体で、重要リスクの把握等について不断に見直すとともに実施状況等の情報共有等を図り、また、業務継続も含めた対策を適正に実施するべきものとする。

(業務継続基本計画に基づく対応)

業務の継続については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務継続基本計画に定められたとおり、勤務時間外に発生した場合に参集できる職員の把握、必要な食料、飲料水等の備蓄、安否確認等の訓練等を実施している。

今後、業務の継続に対する重要リスクについての的確に把握し、それに迅速かつ的確に対応できるよう、業務の継続に必要な人員の確保、業務継続に資する IT システムの活用等、業務の継続のために必要な仕組みを不断に見直し、構築し続けていくことが重要であるとする。その際、業務継続基本計画も見直しを図るべきものとする。

(コンプライアンス違反への対応)

コンプライアンス違反については、重要なリスクととらえ、コンプライアンスマニュアルを作成するとともに、e-learning 等による役職員への周知・啓発に取り組んでいる。

しかしながら、一旦、コンプライアンス違反等が発生した場合、法人全体の業務運営に多大な支障を生じさせる恐れがあることから、理事長等は、迅速かつ的確な対応を行うことが求められている。

このため、このような事態が発生した場合に、理事長が迅速かつ確実に事態の状況を把握するとともに、迅速かつ的確に対策を行うことが出できるような体制の整備、具体的には、理事長等への報告の手段、報告時期等を含めた、いわゆるエスカレーションの仕組みを緻密に構築しておくべきものとする。

なお、本事業年度では、海技研から、不適切な事案について次のような説明を受けた。

- ・令和4年10月7日に厚生労働省東京労働局より「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第48条第1項に基づき、同法違反事案について、海技研所長あてに是正指導書が発出された。
- ・これに対し、令和4年10月26日付是正報告書を提出するとともに、再発防止策として前述した内部監査の体制強化等を図った。

(5) 研究管理

研究計画・評価、研究不正防止、利益相反マネジメント及び安全保障輸出管理については、以下のとおり適正に実施されたものとする。

研究計画・評価等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究管理規程等に基づき、研究計画の策定、研究評価を実施している。研究評価については事前・事後について内部の委員会及び外部の有識者による委員会を実施している。

研究不正防止については「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程」（以下「研究不正防止規程」という。）及びこれに基づく基本方針や不正防止計画に従い、倫理教育の徹底等の不正防止策を実施している。

利益相反マネジメントについては、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所利益相反マネジメント実施規程及び利益相反マネジメント方針に基づき、事前自己申告、定期自己申告、利益相反委員会による確認等を実施している。

安全保障輸出管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全保障輸出管理規程（以下「安全保障輸出管理規程」という。）に基づき技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に対する管理業務体制を整備するとともに、e-learningにより安全保障輸出管理研修を実施している。また、本事業年度では、安全保障輸出管理規程について、「みなし輸出管理」の運用明確化を盛り込んだ改正を行った。

なお、研究インテグリティについては、上記のとおり、研究不正防止規程、安全保障輸出管理規程等の整備・運用、教育・啓発等を行い、概ね適正に対応しているとする。

(6) 業務運営の効率化

業務運営の効率化については、業務効率化検討委員会における管理業務、研究業務ともに既存システムの有効活用方策等の検討など、うみそら研全体を挙げて検討、実施している。引き続き、業務遂行の体制のあり方の検討も含めて、業務の効率化に努めていくべきとする。本事業年度における主な事項としては以下のとおりである。

(調達の合理化)

入札仕様書のメール対応の試行を行ったほか、電子入札システムについて令和4年2月1日より運用を開始し、本システムを利用して入札に

参加する事業者が増加するなど調達の合理化に活用されている。

(テレワークの推進)

テレワークについては、コロナ禍の影響もあり、研究業務、管理業務ともに定着が進んでいる。

テレワークをさらに推進するために、office365 の導入、電子研における大容量ファイル転送システムの導入等の環境整備を図った。

本事業年度では、テレワークに関する全役職員アンケートを実施し、このアンケート結果をもとに、テレワークの推奨に関する基本的な方針を示した。

(情報システムの整備・運用)

うみそら研の情報システムについては、クラウド機能のあるoffice365 の導入等による新システムの運用を令和4年4月から開始した。

会計関係については、令和4年2月から運用を開始している電子入札システムを活用している。

また、本事業年度から、経営戦略担当理事を長とする情報システム委員会を設置し、情報システムに関する情報共有、課題の整理、一括調達の推進方策等の検討を行っている。

今後とも、情報システムを積極的に活用し、一層の業務の効率化を図ることが必要と考える。

(7) 法人文書管理等

法人文書の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書管理規程に基づき、総括文書管理者、文書管理者等を指定するとともに、法人文書管理簿への記載、移管又は廃棄等を実施している。また、監査責任者による監査も実施している。

保有個人情報等の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所個人情報等管理規程に基づき、総括保護管理者、保護管理者等を指定するとともに、アクセス制限、媒体の管理等を実施している。また、監査責任者による監査も実施している。

(8) 安全・衛生

安全・衛生については、以下のとおり概ね適正に実施されたものと考ええる。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全衛生管理規程及び管理方針・管理計画に基づき安全・衛生対策を実施している。

具体的な安全管理対策としては、安全対策マニュアルの更新、安全防災パトロール、ヒヤリハットの情報収集、地震の際の施設等点検、耐震診断、防災・津波避難訓練、安全講習等を実施している。

具体的な衛生管理対策としては、ストレスチェック、メンタルヘルス講習会、セルフケアセミナー、メンタルヘルスカウンセラーによるカウンセリング、産業医による健康相談等を実施している。

(9) 固定資産の管理

固定資産の管理については、以下のとおり適正に実施されているものとする。

固定資産（少額備品や換金性の高い物品も含む。）については、港空研波崎海洋研究施設、電子研岩沼分室も含めて、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程等に基づき固定資産台帳への登録、標示票の貼付、実地検査等により管理を行っている。

なお、海技研旧大阪支所については、平成26年3月の本所への機能移転以降、国庫納付に向けての準備を行うほか、維持管理を適切に実施している。

(10) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策については、以下のとおり適正に実施されたものとする。

情報セキュリティポリシー、情報の格付及び取扱制限に関する規程等の情報セキュリティ関係規程に基づき、情報セキュリティ推進計画の策定及び推進、情報の格付及び取り扱い制限措置、例外措置の審査・適用等の対策を実施している。

本事業年度では、情報セキュリティ推進計画に基づき、自己点検、e-learning、情報セキュリティ監査等を実施している。

情報セキュリティ監査については、①情報セキュリティ関係規程の準拠性の確認、②情報セキュリティ管理体制及び実施手順の整備状況、③情報セキュリティに関する教育実施状況、④情報セキュリティ対策の自己点検実施状況について確認、ヒアリング等を実施した。

3. 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実に関すること

役員職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）

財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）については、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものとする。

(2) 利益の処分（損失の処理）に関する書類

利益の処分（損失の処理）に関する書類については、法令に適合しているものとする。

(3) 決算報告書

決算報告書については、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとめごとにより決算の状況を正しく示しているものとする。

(4) 会計監査人の会計監査

会計監査人の会計監査については、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、行政コストの状況及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものとする旨の「無限定適正」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であるとする。

5. 事業報告書についての意見

令和4年度事業報告書は、法令に従ううみそら研の業務の状況を正しく示しているものとする。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府からの要請（給与水準の適正化、法人の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示など）に係る措置については、それぞれ適正に対応されているものとする。

（１）給与水準の適正化

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っている。そして、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有している。

うみそら研の役員の報酬等の水準については、通則法第50条の2の趣旨を踏まえ、国家公務員指定職給与を参考としつつ、うみそら研の業績評価結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じて決定されており、その報酬水準は妥当であるとする。

また、職員の給与等についても、通則法第50条の10の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定されており、その給与水準は妥当であるとする。

また、うみそら研の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則った方法で適切に公表されているとする。

（２）理事長の報酬水準

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるという使命の下、様々な重要な政策課題について技術的な課題の解決に取り組んでいる。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理するとともに、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であるとする。

(3) 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

うみそら研では、令和4年度調達等合理化計画において一者応札・応募の改善、共同調達の推進等を重点的に取り組むべき項目とし、同計画に従い調達業務を実施している。

契約監視委員会は、随意契約の妥当性、一般競争入札等の契約の点検及び令和4年度調達等合理化計画の自己評価、令和5年度計画策定の点検を行った結果、妥当であると確認された。

監事監査においても、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善への取組状況について検証している。

契約の適正化の取組については、適正であると考えている。

(4) 保有資産の見直しについて

保有資産の見直しについては、適切に実施しているものと考えている。

(5) 情報開示について

国民の情報へのアクセスを容易にするために、うみそら研のウェブサイトにおいて、「附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開」のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、通則法その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項を開示している。

このように、情報開示について適時適切に実施しているものと考えている。

IV 監査報告を作成した日

令和5年6月8日

令和5年6月8日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

監事 山口 浩孝

監事 西川 久仁子